

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1. あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、23年末現在、44道府県労委である。

24年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は372件で、このうち23年から繰越されたものは37件、新規に係属したものは335件であった（第43表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は335件で、23年に比べ65件の減少となった。過去5年の推移は、20年445件、21年534件、22年423件、23年400件となっている（図4参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が323件・96.4%（23年393件・98.3%）、使用者からの申請が12件・3.6%（同7件・1.8%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第44表参照）。

(4) 道府県別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、鳥取35件・10.4%（23年23件・5.8%）が最も多く、以下、高知24件・7.2%（同18件・4.5%）、熊本22件・6.6%（同26件・6.5%）、北海道20件・6.0%（同31件・7.8%）、埼玉18件・5.4%（同21件・5.3%）、愛知18件・5.4%（同16件・4.0%）が続いている（第43表参照）。

第43表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

24年（単位：件）

区分 都道府県労委	あ　　っ　　せ　　ん								
	係　属　件　数			終　　結　　件　　数					次期 繰越
	前期 繰越	新規係属 件	計	解決	打切	取下	不開始	計	
北海道	5	20	25	12	5	8	0	25	0
青　森	0	4	4	1	2	0	0	3	1
岩　手	1	3	4	3	0	0	1	4	0
宮　城	2	8	10	4	3	3	0	10	0
秋　田	0	3	3	1	0	0	1	2	1
山　形	0	2	2	1	0	1	0	2	0
福　島	0	3	3	0	3	0	0	3	0
茨　城	1	1	2	1	0	0	1	2	0
栃　木	2	3	5	3	0	1	1	5	0
群　馬	0	3	3	0	1	0	2	3	0
埼　玉	0	18	18	7	8	1	0	16	2
千　葉	1	9	10	5	4	0	1	10	0
東　京	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	0	1	1	0	1	0	0	1	0
新　潟	1	10	11	0	10	0	0	10	1
山　梨	0	4	4	2	0	0	0	2	2
長　野	0	7	7	5	2	0	0	7	0
静　岡	0	11	11	6	4	0	1	11	0
富　山	0	9	9	6	1	0	2	9	0
石　川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福　井	0	9	9	4	5	0	0	9	0
岐　阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛　知	0	18	18	2	13	2	0	17	1
三　重	0	4	4	2	0	0	2	4	0
滋　賀	0	3	3	2	1	0	0	3	0
京　都	4	12	16	6	10	0	0	16	0
大　阪	0	1	1	1	0	0	0	1	0
兵　庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈　良	0	1	1	0	0	1	0	1	0
和歌山	0	2	2	1	0	1	0	2	0
鳥　取	2	35	37	25	3	4	1	33	4
島　根	0	11	11	2	2	7	0	11	0
岡　山	0	1	1	0	1	0	0	1	0
広　島	0	6	6	3	1	2	0	6	0
山　口	1	4	5	3	0	0	2	5	0
徳　島	2	17	19	10	4	0	3	17	2
香　川	0	5	5	1	0	0	4	5	0
愛　媛	0	2	2	1	0	0	1	2	0
高　知	1	24	25	9	11	5	0	25	0
福　岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐　賀	7	10	17	4	4	8	0	16	1
長　崎	0	11	11	3	4	1	0	8	3
熊　本	5	22	27	10	15	0	0	25	2
大　分	1	3	4	1	0	2	0	3	1
宮　崎	1	7	8	5	2	1	0	8	0
鹿児島	0	7	7	4	0	1	0	5	2
沖　縄	0	1	1	0	1	0	0	1	0
総　計	37	335	372	156	121	49	23	349	23
				44.7%	34.7%	14.0%	6.6%	100%	
23年	29	400	429	184	134	37	37	392	37
				46.9%	34.2%	9.4%	9.4%	100%	

(注1) あっせん実施道府県労委のみ計上した。

(注2) 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

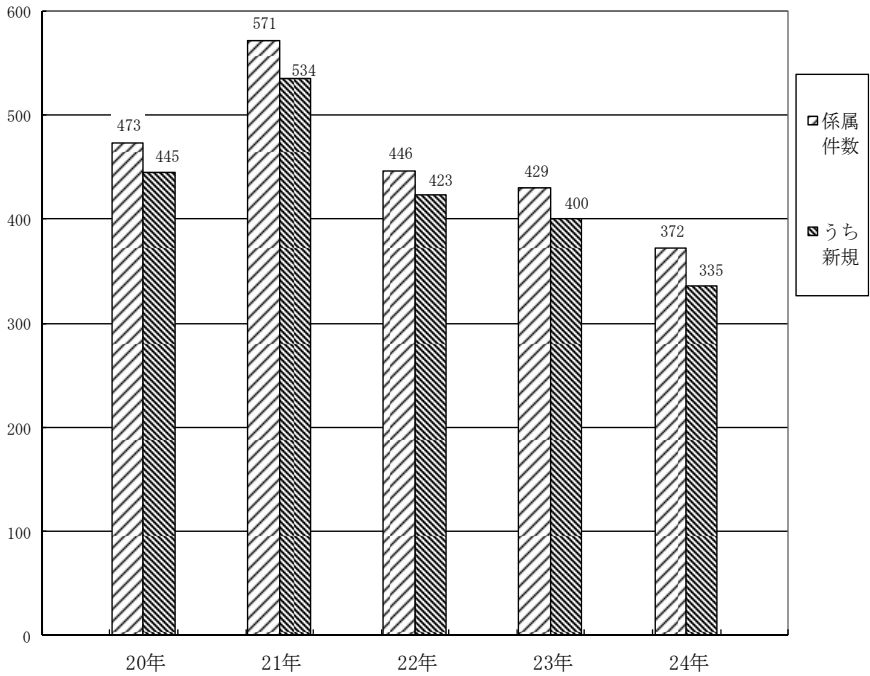
東京都： 都によるあっせんを実施。

兵庫県： 労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県： 県によるあっせんを実施。

図 4 あっせん件数の推移

(単位：件)



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計 (14 年は 42 労委、15 年以降 44 労委)。

第44表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

(単位：件)

開始事由 年	労働者申請		使用者申請		労使双方申請		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
20年	432	97.1%	13	2.9%	0	0.0%	445	100%
21年	529	99.1%	5	0.9%	0	0.0%	534	100%
22年	414	97.9%	9	2.1%	0	0.0%	423	100%
23年	393	98.3%	7	1.8%	0	0.0%	400	100%
24年	323	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	335	100%

2. あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別従業員数規模別新規係属状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありで、従業員数が9人以下は2件・3.3%（23年3件・4.4%）、10人以上49人以下は6件・10.0%（同7件・10.3%）、50人以上99人以下は4件・6.7%（同2件・2.9%）、100人以上299人以下は14件・23.3%（同13件・19.1%）、300人以上499人以下は11件・18.3%（同5件・7.4%）、500人以上は23件・38.3%（同38件・55.9%）であった。労働組合なしで、従業員数が9人以下は72件・24.9%（同81件・25.3%）、10人以上49人以下は109件・37.7%（同113件・35.3%）、50人以上99人以下は42件・14.5%（同38件・11.9%）、100人以上299人以下は42件・14.5%（同37件・11.6%）、300人以上499人以下は10件・3.5%（同15件・4.7%）、500人以上は14件・4.8%（同36件・11.3%）であった（第45表参照）。

第45表 当事者である事業主の状況

（単位：件）

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
24年 (23年)	組合あり	2 (3)	6 (7)	4 (2)	14 (13)	11 (5)	23 (38)	60 (68)
	組合なし	72 (81)	109 (113)	42 (38)	42 (37)	10 (15)	14 (36)	289 (320)
	合計	74 (84)	115 (120)	46 (40)	56 (50)	21 (20)	37 (74)	349 (388)

（注）件数は終結件数。23年は4件不明

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が214件・61.3%（23年232件・59.2%）、パート・アルバイトが73件・20.9%（同97件・24.7%）、派遣労働者・契約社員が34件・9.7%（同40件・10.2%）、その他が28件・8.0%（同23件・5.9%）となっている（第46-1表、図5参照）。

第46-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

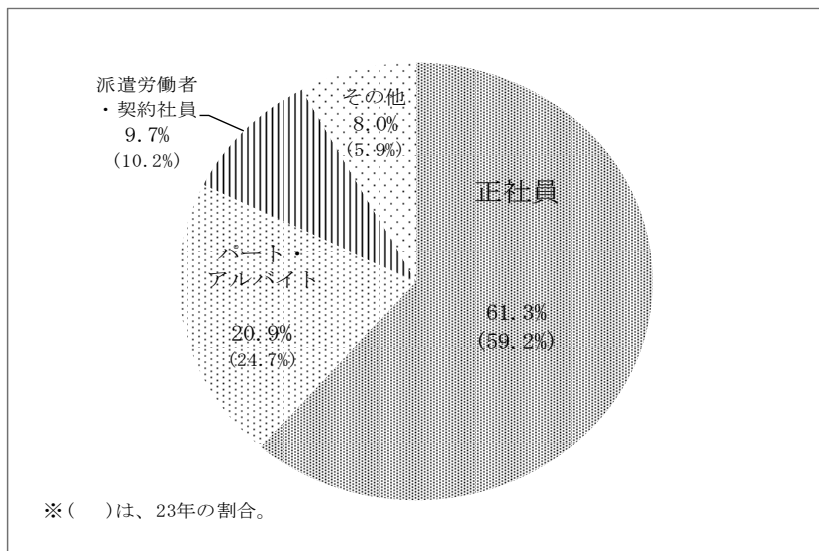
(単位：件)

就労状況	正社員		パート・ アルバイト		派遣労働者 ・契約社員		その他		計	
24年	214	61.3%	73	20.9%	34	9.7%	28	8.0%	349	100%
23年	232	59.2%	97	24.7%	40	10.2%	23	5.9%	392	100%

(注1) 件数は終結件数である。

(注2) 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図5 労働者の就労状況 (24年)



(3) 労働者の就労状況別あっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別あっせんの内容別事項を見てみると、いずれも「経営又は人事」が半数を占めており、以下、おおむね「賃金等」、「労働条件等」、「職場の人間関係」、「その他」の順となっている（第46-2表参照）。

第46-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：項目)

事項 就労状況	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
正社員	141	42.6% (1)	88	26.6% (2)	43	13.0% (3)	40	12.1% (4)	19	5.7% (5)	331	100%
パート・ アルバイト	55	51.4% (1)	27	25.2% (2)	12	11.2% (3)	7	6.5% (4)	6	5.6% (5)	107	100%
派遣労働者 ・契約社員	25	55.6% (1)	7	15.6% (2)	2	4.4% (5)	5	11.1% (4)	6	13.3% (3)	45	100%
その他	17	44.7% (1)	6	15.8% (3)	6	15.8% (3)	2	5.3% (5)	7	18.4% (2)	38	100%

(注1) 複数の内容を含むあっせんもあるため、計は終結件数とは一致しない。

(注2) 下段の()は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3. あっせん内容の特徴

新規係属事件 335 件に係るあっせんの内容別事項数 495 件（23 年 589 件）のうち、経営又は人事が 226 件・45.7%（同 291 件・49.4%）、賃金等が 120 件・24.2%（同 153 件・26.0%）、職場の人間関係が 59 件・11.9%（同 65 件・11.0%）、労働条件等が 56 件・11.3%（同 49 件・8.3%）、その他が 34 件・6.9%（同 31 件・5.3%）となっている。23 年と比べると、経営又は人事は 65 件、賃金等は 3 件、職場の人間関係は 6 件それぞれ減少し、労働条件等は 7 件、その他は 3 件それぞれ増加した（第 47 表参照）。

第47表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：項目、件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		総事件数
20年	301	49.3%	182	29.8%	56	9.2%	47	7.7%	24	3.9%	610	100%	445
21年	327	42.3%	257	33.2%	93	12.0%	48	6.2%	48	6.2%	773	100%	534
22年	276	45.5%	183	30.2%	54	8.9%	38	6.3%	55	9.1%	606	100%	423
23年	291	49.4%	153	26.0%	49	8.3%	65	11.0%	31	5.3%	589	100%	400
24年	226	45.7%	120	24.2%	56	11.3%	59	11.9%	34	6.9%	495	100%	335

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は総事件数に一致しない。

4. あっせん員の構成

終結した事件 349 件のうち、あっせん員の指名がされた 298 件（23 年 327 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 242 件・81.2%（同 259 件・79.2%）、委員及び事務局職員が 34 件・11.4%（同 35 件・10.7%）となっている（第 48 表参照）。

第48表 あっせん員の構成

（単位：件）

	合計		委 員						委員+非委員				非 委 員			
			三者構成		公益委員のみ		その他		委員と事務局職員		その他		事務局職員		その他	
24年	298	100%	242	81.2%	0	0.0%	0	0.0%	34	11.4%	8	2.7%	0	0.0%	14	4.7%
23年	327	100%	259	79.2%	0	0.0%	0	0.0%	35	10.7%	17	5.2%	0	0.0%	16	4.9%

5. あっせんの終結

(1) 処理状況

24 年は 23 年からの繰越 37 件を含む 372 件（23 年 429 件）の係属事件のうち、349 件（同 392 件）が終結し、23 件（同 37 件）が 25 年に繰り越された。終結した 349 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの（「あっせんあり」）は 206 件、同意しなかったもの（「あっせんなし」）は 143 件であった（チャート β 参照）。

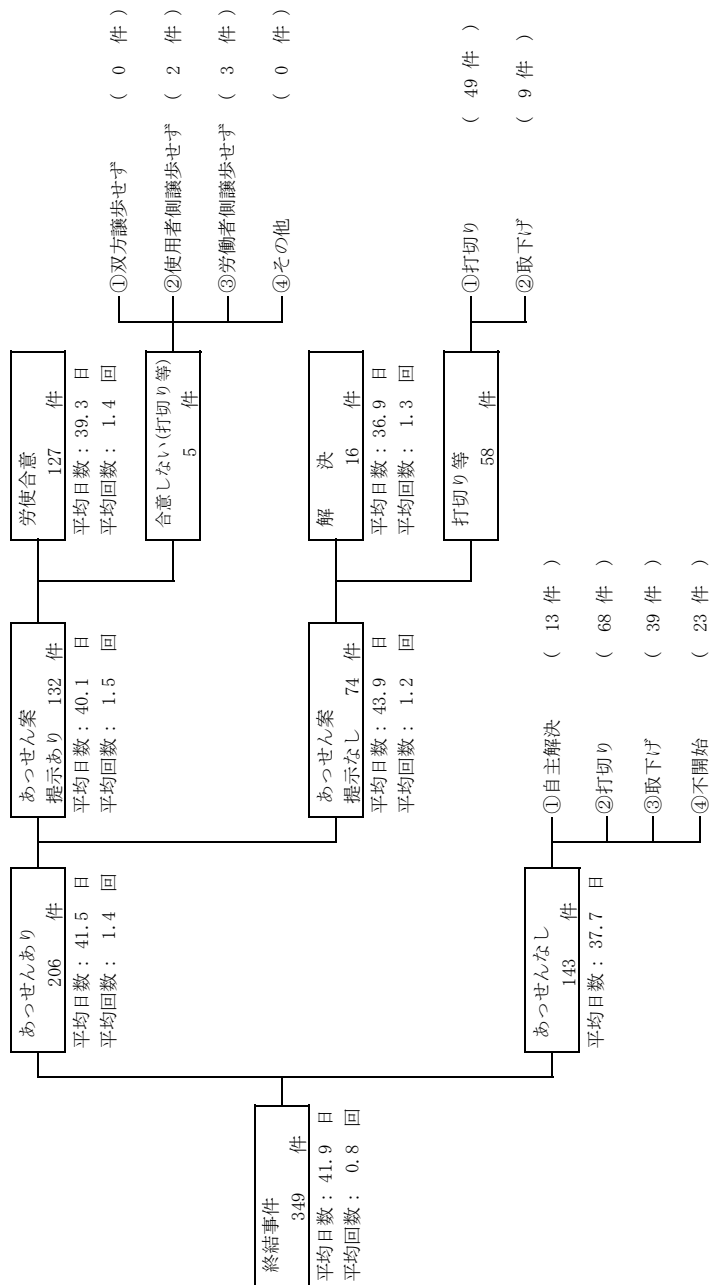
(2) あっせんを行うことに同意した事件

あっせんを行うことに同意した事件 206 件のうち、あっせん案の提示があった 132 件の内訳をみると、労使合意したもの（解決）が 127 件、労使合意しなかったもの（打ち切り）が 5 件であった。労使合意しなかった 5 件の内訳は「労働者側譲歩せず」が 3 件、「使用者側譲歩せず」が 2 件となっている。また、あっせん案の提示がなかった 74 件の内訳をみると、解決が 16 件、打ち切りが 49 件、取下げが 9 件となっている（チャート β 参照）。

(3) あっせんを行うことに同意しなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件 143 件の内訳をみると、打切りが 68 件と最も多く、以下、取下げ 39 件、不開始 23 件、自主解決 13 件となっている（チャート β 参照）。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下げ及び不開始を除く終結件数

(4) 解決状況

24年に終結した事件349件（23年392件）のうち、取下げ・不開始を除く277件（同318件）の終結状況は、解決156件（同184件）、打切り121件（同134件）で、その解決率は56.3％（同57.9％）であった（第49表参照）。

第49表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

（単位：件）

	終結件数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		計		
20年	212	48.6%	137	31.4%	59	13.5%	28	6.4%	436	100%	60.7%
21年	272	49.6%	167	30.5%	58	10.6%	51	9.3%	548	100%	62.0%
22年	229	54.9%	116	27.8%	41	9.8%	31	7.4%	417	100%	66.4%
23年	184	46.9%	134	34.2%	37	9.4%	37	9.4%	392	100%	57.9%
24年	156	44.7%	121	34.7%	49	14.0%	23	6.6%	349	100%	56.3%

（注）解決率（％）＝解決件数÷取下・不開始を除く終結件数×100

(5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く277件（23年318件）の平均処理日数は33.6日（同34.1日）であった（第50表参照）。

（注）あっせん処理日数は、申請書受付日（又はあっせん員指名日・あっせん受任日）～終結日で計算している。

第50表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

（単位：日）

	20年	21年	22年	23年	24年
平均処理日数	34.1	35.7	36.8	34.1	33.6